

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	佐伯市

## 佐伯市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐伯市農林水産部林業課林業振興係  
所在地 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号  
電話番号 0972-22-4214  
FAX番号 0972-22-3477  
メールアドレス rinmu@city.saiki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、カワラバト、ノウサギ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、ヒドリガモ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	佐伯市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、果物類、野菜類	3,065千円 2.33ha
シカ	水稲、果物類、野菜類、造林木	3,976千円 1.16ha
サル	果物類、野菜類、穀物類	1,241千円 1.01ha
アナグマ	果物 野菜類	188千円 0.23ha
タヌキ		
アライグマ		

## (2) 被害の傾向

イノシシに関しては、水稻や野菜全般に渡る農地作物の被害や住宅地周辺の掘り起こしが年間を通じて発生している。また、住宅地周辺での目撃情報が増加してきている。(被害減少傾向)

シカについては、山林において植栽地の苗木等の食害があり、水稻、果物類についても年間を通して被害が発生している(被害 横ばい)

サルについては、家庭菜園を中心とし、果物類や野菜類に年間を通じて被害が発生している。また林内でのしいたけのほだ場においてしいたけの発生時期に集中して被害が発生している。(被害 減少)

アナグマについては、家庭菜園での果物類や野菜類、穀物類への被害報告が寄せられている。(被害 減少傾向)

タヌキについては、家庭菜園レベルでの被害が点在しており、今後の被害拡大が懸念されている。(被害 未然防止)

アライグマについては、市内や近隣市での捕獲が確認されており今後の被害が懸念されている。(被害 未然防止)

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	2. 33 ha	1. 63 ha
シカ	1. 16 ha	0. 81 ha
サル	1. 01 ha	0. 70 ha
アナグマ	0. 23 ha	0. 16 ha
タヌキ	0 ha	0 ha
アライグマ	0 ha	0 ha
指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	3, 065千円	2, 145千円
シカ	3, 976千円	2, 775千円
サル	1, 241千円	868千円
アナグマ	188千円	131千円
タヌキ		
アライグマ		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲班を19班編制し、イノシシ、シカ、サル、小動物の捕獲報償金措置に加え、通年捕獲、全域捕獲を導入し捕獲圧を強化している。 アライグマについては、佐伯市アライグマ防除実施計画を策定し、国の特定外来生物防除の確認を受け、防除体制を確立している。	特定の地域でのイノシシによる農作物被害が発生しているほか、小動物による被害も報告されており、その実態把握が必要。 アライグマの捕獲が県内各地で確認されており、今後注視が必要。 佐伯市内の主要水系でのカワウシによる被害防止のため、捕獲強化を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	集中的かつ計画的に防護柵を整備し被害軽減を目指す「予防強化集落」を指定し、集落点検や防護柵の設置等を実施。 個人自らが設置する簡易な防護柵の設置経費の一部を助成している。	集落指定を受けた地域以外でのイノシシによる農林業被害額が増加している。
生息環境管理その他取組	鳥獣被害の専門家による、講習会の開催を行い、生息環境の改善に取り組んでいる。	研修会の開催等を行っているが、住宅付近での目撃報告も多く、獣が近寄りづらい集落作りの情報発信等の啓発が今後課題となる。

(5) 今後の取組方針

従来と同様侵入防止柵の原材料支給及び、購入補助による予防対策の推進、国・県の補助を受けた有害鳥獣捕獲事業を活用して捕獲圧の維持を図っていく。また今後は捕獲及び予防の効果を高めるため、集落の環境整備の重要性を研修会の開催やHP等広報媒体を活用し啓発活動へ取り組むことで、被害の減少に繋げる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐伯市猟友会を19の有害鳥獣捕獲班に編制して有害鳥獣捕獲を推進し、過去3年間の被害状況に基づく被害発生予察による計画捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワウ、カラハト、ノウサギ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、ヒドリガモ	対象獣の捕獲に対し報償金を支給することで捕獲圧強化を図る。 対象鳥類は、銃での捕獲は難しいため、網での捕獲を検討する。 狩猟者確保対策の一環として、狩猟免許初心者講習会の受講費用に対する補助を行う。
R6	同上	同上
R7	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>令和3年度における捕獲実績は、イノシシ2,982頭、シカ4,807頭、サル66頭、アナグマ856頭、タヌキ489頭、アライグマ1頭となっている。イノシシについては近年目撃報告も多く農業被害が依然深刻であることから、耕作地周辺に生息するイノシシを重点的に捕獲するため、現状を上回る捕獲計画数を目標として被害軽減を図るものとする。シカ、サルについてはスポット的に被害が発生しており、現状の捕獲圧を引き続き維持し、侵入防止柵等による予防対策を取り入れながら被害軽減を図るものとする。アナグマやタヌキによる大きな農業被害は発生していないが、家庭菜園での被害が散見されているため、現状の捕獲頭数を維持することを目標とする。アライグマについては、例年1匹の捕獲が続いている状態であり、今後の動向を注視していく必要はあるが、例年と同様の捕獲計画数としている。その他の有害鳥獣は、被害の全容を体系的に把握できていないが、合計の目標数を100頭と設定し計画捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,000	3,000	3,000
シカ	4,800	4,800	4,800
サル	100	100	100
アナグマ	800	800	800
タヌキ	500	500	500
アライグマ	10	10	10

捕獲等の取組内容
銃器や箱ワナ、くくりワナ等により、年間を通して計画捕獲を実施する。アナグマ等小動物の捕獲については、被害情報等があれば、随時に小動物用箱罟等により捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
佐伯市	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、カワラバト、ノウサギ、ヒヨドリ、カラス、スズメ、ヒドリガモ、カワウ (許可権限委譲済：平成7年4月1日)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	ネット、金網柵等 3,000m	2,700m	2,500m
イノシシ	電気柵等 3,700m	3,500m	3,200m
サル アナグマ タヌキ アライグマ	電気柵等 300m	300m	300m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	予防強化集落の集 落点検の実施	予防強化集落の集 落点検の実施	予防強化集落の集 落点検の実施
シカ	予防強化集落の集 落点検の実施	予防強化集落の集 落点検の実施	予防強化集落の集 落点検の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

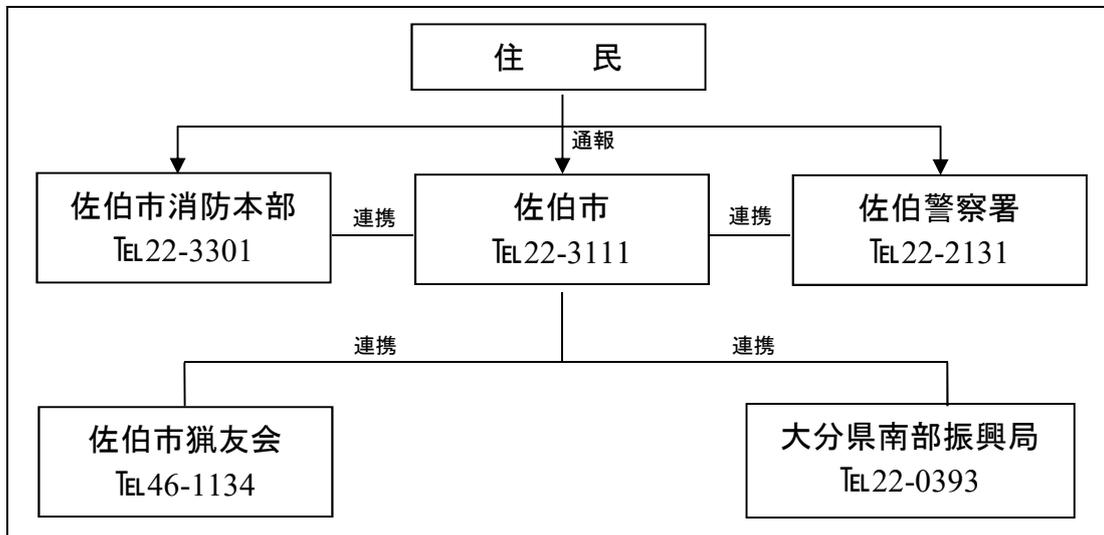
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ シカ サル	集落環境の整備に関する研修会の実施
令和6年度	イノシシ シカ サル	集落環境の整備に関する研修会の実施
令和7年度	イノシシ シカ サル	集落環境の整備に関する研修会の実施

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の役割	役割
佐伯市	情報の収集、関係機関への連絡・調整、鳥獣の捕獲許可
大分県南部振興局	情報の収集
大分県佐伯警察署	情報の収集、住民の安全確保
佐伯市消防本部	情報の収集、被害者の保護
佐伯市猟友会	情報の収集、鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却処理施設等への持込み、捕獲現場等での埋設、捕獲後の個体の適正な処理を徹底する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・佐伯管内にあるジビエ加工処理施設を通じて、市内飲食店と連携したジビエ料理の普及や学校給食への活用などを検討する。 ・イノシシの食品等としての利用
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

--

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐伯市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
大分県南部農業共済組合	農業被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
大分県農業協同組合	
番匠川漁業協同組合	内水面被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
佐伯市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
佐伯広域森林組合	森林被害の情報の集収及び被害防止対策の普及啓発
佐伯市農業委員会	農業被害の情報収集
佐伯市	会の総括

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大分県南部振興局	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供
南部地域鳥獣被害現地対策本部	有害鳥獣捕獲、被害防止対策に関する情報提供、集落点検活動等
大分県農林水産研究センター 林業試験場	シカ被害防止に関する情報提供

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日に鳥獣被害対策実施隊を設置し、現在市職員9名（民間隊員0名）から構成されている。隊員は、被害防止対策の推進を行う。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大分県が開催する鳥獣被害対策研修会に（協議会構成員が）積極的に参加することにより、鳥獣対策アドバイザーの認定を受けて、被害集落への防止対策等の普及啓発活動を展開していく。

### その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業協同組合、森林組合、共済組合、漁業協同組合等の組織を利用して、効率的に市内全域の被害状況の把握を行い鳥獣被害防止対策の基礎資料とする

